

発議第2号

静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例の制定について

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成28年3月18日

提出者

池谷大輔	寺尾 昭	平島政二	石井孝治	山梨 渉	鈴木直明	池邨善満
畑田 響	福地 健	工藤公彦	早川清文	尾崎剛司	西谷博子	大石直樹
井上智仁	遠藤広樹	佐藤成子	望月俊明	大村一雄	丹沢卓久	牧田博之
繁田和三	松谷 清	鈴木節子	風間重樹	山本彰彦	馬居喜代子	水野敏夫
中山道晴	山根田鶴子	浅場 武	亀澤敏之	三浦雅司	遠藤裕孝	石上顕太郎
安竹信男	山本明久	内田隆典	白鳥 実	岩崎良浩	望月厚司	栗田知明
井上恒彌	田形清信	栗田裕之	鈴木和彦	伊東稔浩		

静岡市いのちを守る防災・減災の推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 自助（第5条—第7条）

第3章 共助（第8条—第10条）

第4章 公助（第11条—第13条）

附則

静岡市を含む地域では、かねてから東海地震の切迫性が指摘され続けているほか、近海における巨大地震の発生の危険性も、学術的に明らかにされている。

また、静岡市には、これらの大地震やこれに伴う津波以外にも、台風、水害、土砂災害、高潮、富士山の噴火の危険性も含め、多様な災害に対する不断の対策が求められている。

加えて、静岡市は、南に駿河湾、北に南アルプス、東西に大規模な河川が位置し、これらに囲まれた地理的条件から、広域に渡る大規模災害時には他の地域からの援助が得られなくなる危険性があるため、災害を未然に防ぐとともに、日頃からの備えにより被害を減らすことが極めて重要である。

こうした防災・減災の実現には、市民及び事業者が自らの身を自らで守るという自助、地域

の住民や事業者が互いに助け合い、守り合うという共助及び市、県、国等が行う公助が連携して、対策に取り組む必要がある。

防災・減災を推進し、それぞれが十分な備えを行うことにより、いつ起きるか分からない災害から多くのいのちを守ることを願い、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、防災・減災の推進に関する基本理念並びに市民、事業者及び市の責務を明らかにすることにより、市民、事業者及び市が強固に連携して災害に備える体制の構築を図り、もって災害に強く誰もが安心して暮らすことのできるまちの実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第233号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害のうち、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 防災・減災 災害を未然に防止すること、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと、及び災害による被害を最小限にとどめることをいう。
- (3) 自主防災組織 法第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。

(基本理念)

第3条 防災・減災は、次に掲げる事項を基本理念として、市民、事業者及び市が連携し、その強化及び充実を図らなければならない。

- (1) 市民、事業者が自らのことは自らが守るという防災・減災の基礎となる自助の理念
- (2) 自助を支え、市民及び事業者が地域において互いに助け合うという共助の理念
- (3) 自助及び共助を支え、行政が市民及び事業者の安全を確保するという公助の理念

(静岡市地域防災計画におけるこの条例の尊重)

第4条 静岡市防災会議（法第16条第1項により市に設置された防災会議をいう。）は、法第42条第1項の規定により静岡市地域防災計画を策定し、又は修正するときは、前条の基本理念を尊重し、反映させなければならない。

第2章 自助

(市民の自助)

第5条 市民は、次に掲げる事項を実施することにより災害に備え、自らの安全の確保に努め

なければならない。

- (1) 居住する地域の危険性をハザードマップ（災害の範囲、程度の予測を示す地図で市が作成したものをいう。以下同じ。）その他の手段により把握すること。
- (2) 居住し、又は使用する建築物の耐震化（地震に対する安全性の向上を目的とする整備をいう。以下同じ。）を講ずるとともに、家具等に転倒を防止する措置を施す等により、生活空間の安全を確保すること。
- (3) 災害時における出火の防止のため火気使用設備に転倒を防止する措置を施す等の措置を講ずること。
- (4) 防災訓練及び防災に関する講習会等に積極的に参加し、防災・減災に関する知識を日頃から習得すること。
- (5) 災害時の避難経路、避難場所、家族との連絡方法等の避難行動に必要な情報を日頃から収集し、実地に確認すること。
- (6) 災害時に必要となる飲料水、食料、燃料等その他生活を維持するための物資を備蓄しておくこと。
- (7) 災害時に必要となる資機材及び非常持出品等を準備しておくこと。

（事業者の自助）

第6条 事業者は、その社会的責任を自覚し、次に掲げる事項を実施することにより、従業員及び施設利用者の安全の確保に努めなければならない。

- (1) その管理する建築物の耐震化を講ずるとともに、設備、資機材等に転倒を防止する措置を施す等により、事業所内における災害時の安全を確保すること。
- (2) 災害時に必要となる資機材等を備蓄すること。
- (3) 事業所内に防災組織を編成し、従業員に対する防災訓練、防災教育を実施すること。
- (4) 避難経路、避難場所、避難マニュアルその他の災害時における避難行動に必要な事項を定めておくこと。
- (5) 従業員又は施設利用者の帰宅が困難となった場合の滞在場所の確保及び滞在者のために必要となる飲料水、食料、燃料等の物資を備蓄しておくこと。
- (6) 事業所内の危険物について、災害時における安全な管理方法を検討し、整備しておくこと。

（自主避難等）

第7条 市民及び事業者は、災害による被害の発生が予想される状況にあつては、情報の収集に努め、早期に自主的に避難する等自らの安全の確保のため必要な行動をとらなければならない。

ない。

- 2 市民及び事業者は、市その他の行政機関から避難準備情報の発表又は避難の勧告及び指示があった場合は、自らの安全の確保に配慮しつつ、速やかにこれに基づき行動するものとする。

第3章 共助

(市民の共助)

第8条 市民は、避難、負傷者の救護、被害拡大の防止等について相互に協力するよう努めなければならない。

- 2 市民は、前項の規定による協力のため、その居住する地域に自主防災組織があるときは、当該自主防災組織の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の共助)

第9条 事業者は、その存する地域の自主防災組織が行う活動に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、災害時においては、地域の自主防災組織、住民、事業者等と連携し、被災者に対する物資や施設の提供その他必要な支援・協力を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織)

第10条 自主防災組織は、地域における共助を担う基本的な組織として、その地域の住民、事業者等との協働による防災・減災のための活動の実施に努めるものとする。

- 2 自主防災組織は、防災・減災のため、ハザードマップその他の手段によりその地域で発生する可能性のある災害の種類、規模、被害等を把握するとともに、これに基づき資機材の準備及び訓練の実施に努めるものとする。
- 3 自主防災組織は、平時からその地域に居住する避難行動要支援者（法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者をいう。以下同じ。）を把握するよう努めるとともに、災害時においては、避難行動要支援者の安全の確保、円滑な避難等のため必要な支援に努めるものとする。
- 4 自主防災組織は、市が実施する防災・減災に関する施策及び災害発生後の活動に協力するよう努めるものとする。

第4章 公助

(市の責務)

第11条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため総合的な防災・減災対策を立案する責務を有する。

- 2 市は、防災・減災に関する施策の立案及び実施に当たっては、市民、事業者、自主防災組織及び国、他の地方公共団体その他の防災に関する機関と連携し、協力する体制を構築しなければならない。
- 3 市は、職員の防災・減災に関する能力の向上を図るため、職員に対する訓練、研修等を行わなければならない。
- 4 市は、災害が発生した場合における市民生活の安定を図るため、業務継続計画（災害が発生した場合において優先されるべき業務の継続及び通常業務の早期の再開を図るために必要な手段、体制等を定める計画をいう。以下同じ。）を作成するとともに、当該業務継続計画に係る訓練等を実施し、その実施状況を検証し、及び必要に応じ当該業務継続計画の見直しを行うよう努めなければならない。
- 5 市は、市民及び事業者が防災・減災への理解と関心を深め、自発的な活動につなげることができるよう、防災・減災に関する知識の普及及び啓発を行うとともに、市民、事業者及び自主防災組織の活動への支援に努めなければならない。
- 6 市は、災害の発生の予測又は発生した災害の状況に関する情報を収集し、市民及び事業者が災害に備え、又は対応するために必要な情報を適時適切に発信しなければならない。

（議会の責務）

第12条 議会は、防災・減災に関する調査及び研究を継続して行い、市民及び事業者にとって必要な施策の検討に努め、必要に応じ、市の執行機関に対して提言を行うものとする。

- 2 議会は、防災・減災に関して、国、静岡県等に対する働きかけを積極的に行い、防災・減災の推進に努めるものとする。

（職員の責務）

第13条 職員は、平時から防災・減災に関する知識及び技術の習得に努めるとともに、その居住する地域における防災・減災に関する活動に積極的に参加するものとする。

- 2 職員は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、あらかじめ定められた体制により、速やかに、防災・減災のための業務に従事するものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。